

相談  
無料京都非正規雇用労働者  
待遇改善支援センター

開設

パートや契約社員など、  
非正規雇用となっている  
従業員の方の待遇改善に向けた  
事業主の取り組みや助成金の活用等、  
さまざまな情報を提供します。  
ぜひ、ご相談ください。

ご相談方法等の詳しい内容は裏面をご覧ください



パートや  
契約社員の  
賃金制度の  
見直しについて、  
相談できますか？

正社員に**転換**するとき  
助成金は活用できますか？

多様な**正社員制度**を  
考えたいのですが。

「**同一労働、同一賃金**」  
について、  
知りたいのですが。

「**無期転換**」の  
ルールについて  
知りたい  
のですが。

## 京都非正規雇用労働者待遇改善支援センター

TEL

075-417-1052 (受付時間 平日9:00~17:00)

MAIL

nihonmirai@sr-kyoto.or.jp

FAX

075-417-1880 裏面の[相談申込FAX用紙]に  
ご記入の上お申し込みください。

ADDRESS



京都府社会保険労務士会館 内 3階  
[京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332番地]



## 支援センターでご相談をお聞きします

当センターでは、**専門的な知識を有するコンサルタントが**、経営者の皆さまからの非正規雇用労働者に対する待遇改善に向けたご相談等に、助言や提案を行います。

開所日時：毎週月曜から金曜 午前9時から午後5時まで（午後12時～午後1時までを除きます）  
[土曜、日曜、祝日、6月9日、夏季(8月14日～17日)、年末年始(12月28日～1月4日)、平成30年1月10日を除く]

相談費用：無料（ご相談時間は、おおむね1時間とさせていただきます）

相談内容：非正規雇用労働者の待遇改善、非正規雇用から正規雇用への転換、多様な働き方、キャリアアップ  
助成金、賃金制度の見直しなどのご相談や、同一労働同一賃金ガイドライン案についてのご説明など

ご相談後、必要に応じてコンサルタントが直接会社に訪問いたします。

訪問対象：当支援センターにてご相談をお受けになった事業所

訪問費用：無料

訪問回数：1事業所あたり2回程度（1回おおむね2時間とさせていただきます）

訪問期間：平成29年4月3日～平成30年3月30日

※当センターにご相談に来所された事業所のうち、訪問が必要と判断した場合に限ります



## 相談の申し込み

下記の申し込み欄にご記入の上、お送りください。  
FAXのほか、メールやお電話でも受け付けております。

メール: [nihonmirai@sr-kyoto.or.jp](mailto:nihonmirai@sr-kyoto.or.jp)  
電話: 075-417-1052

## 支援センター相談申込（FAX用）

FAX 075-417-1880

事業所名

所在地

相談者名

役職名

ご連絡先 TEL

FAX

ご相談内容

具体的なご相談内容

該当する項目の数字を○で囲んでください。

1. 賃金制度の見直しについて
2. 同一労働同一賃金のガイドライン案について
3. パートタイム労働法や労働契約法、  
派遣法における均等・均衡待遇などについて
4. 有期契約から無期契約への転換について
5. 多様な働き方
6. 助成金の活用について
7. その他（ ）